



令和6年3月28日

## 松山外環状道路 高架下の有効活用にむけて ～ 令和6年度から道路占用許可手続の受付開始 ～

○松山外環状道路の多くの区間は高架構造で整備されており、その高架下は直接通行の用に供していない道路空間となっています。都市計画や周辺土地利用状況等との調和を保ちつつ、公共的な利用の確保、まちづくりや賑わい創出等の観点から、高架下の適正かつ合理的な土地の利用を検討するために、令和4年度より「松山河川国道事務所 高架下等利用計画検討会」にて検討を行ってきました。

○松山外環状道路の高架下※については、令和6年度から道路占用許可手続きの受付を開始します。まちづくりや賑わい創出等の観点からの利活用が可能となりますのでお知らせします。

別紙1参照 ※工事中区間を除く。

○道路占用制度の概要は別紙をご確認ください。詳しくは、以下のHPをご覧ください。  
<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/02.html> (国土交通省 道路占用許可手続き)

○高架下の道路占用を希望される方は、以下の受付窓口まで事前相談をお願いします。利活用の目的、内容や地域の合意形成状況などを確認させていただきます。

受付窓口：松山第一国道維持出張所 TEL089-956-0326

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト】の取組みに関連します。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

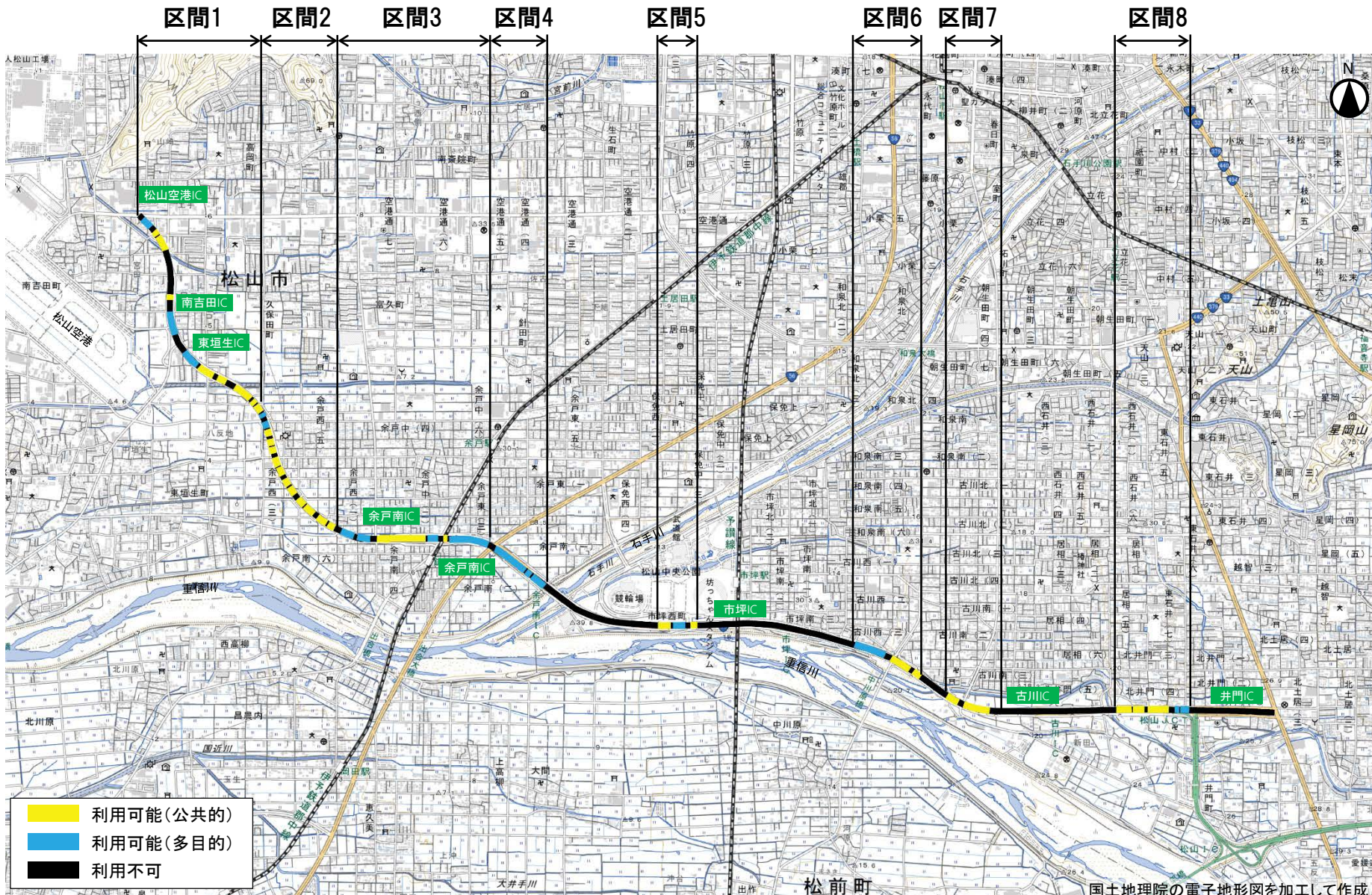
副 所 長 矢野 裕紀 (やの ひろき)

tel:089-972-0034(代表)

◎道路管理第一課長 矢野 峰 (やの たかし)

tel:089-972-0413

◎:主な問い合わせ先



※利用不可:他の施設があり高架下の利用が想定されない区間

※松山空港IC～東垣生IC間は供用後に利用可能となる区間